

少年警察活動規則の制定により作成する書類の様式の制定について（通達）

最終改正 令和 8 . 9 . 9 例規刑企第32号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて

（概要）

少年警察活動規則の制定により作成する書式の様式を定める訓令（平成19年警察庁訓令第12号）に基づき、少年警察活動規則の規定により作成する書類の様式を定めたもので、平成20年 3 月14日から実施しています。